

エチオピアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

エチオピア連邦民主共和国（英語名は「Federal Democratic Republic of Ethiopia」。以下「エチオピア」という）は、アフリカ大陸の北東部に位置する共和制国家である。周囲は外国と国境を接しており、内陸国である。国土の面積は約 110 万平方キロメートルであり、日本の国土の面積の 3 倍程度の大きさである。首都はアディスアベバ（英語では「Addis Ababa」）、通貨はブルである。エチオピアの人口は約 1 億 3,500 万人であり（アフリカではナイジェリアに次いで 2 番目に多い）、増加傾向にある²。人口が最大の都市は、約 400 万人の人口を擁する首都アディスアベバである³。エチオピアには、オモロ人、アムハラ人等、80 以上の民族がいる。エチオピアには約 80 の言語があるが、国語はアムハラ語である。宗教については、キリスト教徒が約 62%、イスラム教徒が約 34%を占めているが、アフリカの伝統的な宗教を信仰する者も少なくない⁴。また、エチオピアでは、独自の「エチオピア暦」が用いられている⁵。

現在のエチオピアがある地域には、紀元前 10 世紀頃から、アフリカ最古の国家が存在していたといわれている。4 世紀までにはエジプトからキリスト教が伝来し、キリスト教は阿克苏ム王国の国教とされた。16 世紀には、近隣のイスラム教国による侵攻を受けたが、キリスト教国のポルトガルの支援を受けて撃退した。19 世紀には、当時のエチオピア帝国が

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <https://www.worldometers.info/world-population/ethiopia-population/>

³ 首都アディスアベバは、赤道に近いが、エチオピア高原に位置し、標高は 2,355 メートル、年間平均気温は約 17 度で過ごしやすい気候である。また、アフリカ連合（AU）等の国際機関の本部が設置される等、アフリカ有数の国際都市となっている。

⁴ 本稿におけるエチオピアの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）259～260 頁、②外務省ウェブページ「エチオピア 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ethiopia/index.html>）等を参照した。

⁵ エチオピア暦では、元日は 9 月 11 日とされる。1 年は 13 か月に分割される（30 日ずつの月が 12 個あるほか、端数の月が 13 番目の月とされる）。時間は、日の出の時間である午前 6 時が、1 日の始まりとされる。また、エチオピア暦における紀元は、グレゴリオ暦よりも 7 年遅れている（キリスト生誕の年の解釈が異なっているため）。『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）191 頁。

イタリアの侵攻を受けたものの、1896年のアドワの戦いによって、一旦は撃退した。しかし、イタリアのムッソリーニ大統領は、イタリア人の入植地としての「東アフリカ帝国」の建設を目論み、1935年に再びエチオピア帝国に侵攻し、1936年にはイタリア軍が首都アディスアベバに入城し占領した。その後、1939年に第二次世界大戦が勃発し、イタリアは枢軸国側で参戦し、英国等の連合国側と戦いを繰り広げた。エチオピアを占領していたイタリアの勢力は退潮するとともに、英国軍が優勢となり、1941年にはエチオピア皇帝セラシエ1世がアディスアベバへの帰還を果たした。1942年には英国により独立国として承認された。エチオピアは、1952年にエリトリアと連邦制国家を成立させたが、1962年にはエリトリアを州として併合した。その後、軍のクーデターによるセラシエ1世の廃位等の混乱が続いたが、1987年に「エチオピア人民民主共和国」が成立し、エチオピア労働者党による一党独裁制が敷かれた。北部ではエリトリアの分離独立をめぐり内戦が続いていたが、1991年に反政府勢力等が首都に突入して内戦を終結させ、1993年にエリトリアの独立が承認された。1995年、「エチオピア連邦民主共和国」が成立した。2018年に就任したアビィ・アハメド首相は、対立関係にあったエリトリアとの和解交渉を開始し、エリトリア及びソマリアとの「包括協力協定」に署名する等した。アビィ・アハメド首相は、エリトリアとの和平を成し遂げたことが評価され、2019年にノーベル平和賞が授与された。

エチオピアの主な産業は、農業である。コーヒー豆は、エチオピア発祥といわれている⁶。また、ニオブ、タンタル、プラチナ、金、銀等の鉱物資源も存在する。発電量の約97%は、水力発電で賄われている。エチオピアは最貧国の一つといわれているが、近時は、安定して比較的高いGDP成長率を維持している（2022年は6.4%、2023年は7.2%）。最近のエチオピアでは、携帯電話が爆発的に普及している⁷。エチオピアにとっての主な輸出国は、金額の多い方から順に、米国、サウジアラビア、ソマリア、ドイツ、オランダであり、主な輸入国は、中国、インド、米国、トルコ、モロッコであり、日本はいずれの上位5か国にも入っていない。日本からエチオピアへの輸出金額が大きい品目は、バス・トラック、一般機械、オートバイ、乗用車、自動車部品であり、輸入金額が大きい品目は、コーヒー豆、ごま、切花、衣類、金属鉱・金属くずである⁸。

⁶ かつて、エチオピア産のコーヒー豆の「Harar」、「Sidamo」、「Yirgacheffe」をエチオピアが米国、欧州、カナダ、日本等で商標登録しようとした際、それらの名称が「地名」であるのか「銘柄」であるのかが争点として争われたことがある。米国では、米国特許商標局が登録出願を拒絶したが、その後、スターバックス・コーヒーは、それらが「銘柄」であることを認めることで合意した。日本では、特許庁がエチオピアの出願を拒絶したが、その後、知的財産高等裁判所は、それらの地域で生産されたコーヒー豆に当該名称を使用する場合は「銘柄」であると認識されること等を理由として、商標登録を無効とした特許庁審決を取り消した。

⁷ エチオピアにおける固定電話契約数は100人あたり0.7件しかないのに対し、携帯電話契約数は100人あたり57.9件もある（前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025年版』260頁。

⁸ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2025年版』260頁。

エチオピアは、「アフリカ連合」(African Union, AU)⁹に加盟しており、その本部は首都アディスアベバに置かれている。また、「アフリカ大陸自由貿易圏」(African Continental Free Trade Agreement, AfCFTA)¹⁰にも加盟しており、現在、全面的な実施に向けた取り組みが行われている¹¹。

エチオピアは、制定法、慣習法、宗教法を組み合わせた複合的な法体系を採用している。最上位の法源は1995年発効の現行憲法であり、これに反するあらゆる法律や慣習は無効とされている。エチオピアでは、1957年にはスイス法を参考にした刑法、1960年にはフランス法及びイタリア法を参考にした民法、商法、海事法、1961年には刑事訴訟法、1965年には民事訴訟法が施行された¹²。このように、エチオピアでは、欧州の大陸法諸国の法典をモデルとして法制度が整備されたという意味で、大陸法の側面がある。その一方で、各地の慣習法や宗教法も一定の役割を果たしている。例えば、イスラム教徒に対しては家族法や相続法の分野のイスラム法(シャリーア)が適用され得るほか、エチオピア正教徒には教会法の伝統もある。但し、慣習法及び宗教法は、憲法に反しない限りで認められるものと位置づけられている。また、エチオピアは1990年代以降、連邦制へ移行しており、連邦議会が制定する連邦法と、州議会が制定する州法が並存している。このため、エチオピアの法体系は連邦法と州法の二層構造をとっている。

II 憲法

1 総説

エチオピアでは、いくつかの憲法が制定・施行されてきたが、現行憲法は、1995年憲法である。1995年憲法は、1994年12月8日に採択され、1995年8月21日に発効した。1995年憲法の条文数は、全106条である。その主な体系は、表1のとおりである¹³。

表1：エチオピアの1995年憲法の主な体系

前文		
第1章 総則		第1条～第7条
第2章 憲法の基本原理		第8条～第12条
第3章 基本的権利及び自由		第13条
	第1部 人権	第14条～第28条

⁹ <https://au.int/>

¹⁰ <https://au-afcfta.org/>

¹¹ https://www.ena.et/web/eng/w/eng_5511144

¹² <https://www.nyulawglobal.org/globalex/Ethiopia1.html>

¹³ エチオピアの1995年憲法の英訳は、下記リンク先に掲載されている。

<https://natlex.ilo.org/dyn/natlex2/natlex2/files/download/41544/ETH41544%202.pdf>

	第 2 部 民主的権利	第 29 条～第 44 条
第 4 章 国家の構造		第 45 条～第 49 条
第 5 章 権限の構造及び分割		第 50 条～第 52 条
第 6 章 連邦議会		第 53 条
	第 1 部 人民代議院	第 54 条～第 60 条
	第 2 部 連邦院	第 61 条～第 68 条
第 7 章 共和国大統領		第 69 条～第 71 条
第 8 章 行政		第 72 条～第 77 条
第 9 章 裁判所の構造及び権限		第 78 条～第 84 条
第 10 章 国家政策の原則及び目的		第 85 条～第 92 条
第 11 章 雑則		第 93 条～第 106 条

2 統治機構

エチオピアでは、連邦レベル及び州レベルにおいて、それぞれ、立法権、行政権及び司法権がある。本稿では、連邦レベルの統治機構について解説する。

(1) 立法府

エチオピアの立法府である連邦議会は、人民代議院と連邦院により構成される（二院制）。人民代議院が主に立法権を担う一方、連邦院は主に憲法解釈権限を有する。

(ア) 人民代議院

人民代議院は、直接無記名投票により選出された 550 名以下の議員で構成される。但し、そのうち 20 名以上は、少数民族に割り当てられる。人民代議院議員の任期は 5 年である。

人民代議院は、憲法が連邦の管轄に委ねた全ての事項について立法権を有する。人民代議院で審議され可決された法律は、大統領の署名を経て、効力を生じる。人民代議院の立法事項としては、①土地その他の自然資源等の利用、②州間貿易及び対外貿易、③航空、鉄道、水運、海運、州間の主要道路、郵便、電信、④憲法及び選挙法で定められた政治的権利の実行、⑤国籍、移民、パスポート、出入国、難民の権利及び庇護、⑥測定単位と暦の統一基準、⑦特許権・著作権、⑧武器の所持及び携帯等が挙げられる。

人民代議院において最も多くの議席を有する政党又は政党連合は、行政府を構成する。首相は、人民代議院の同意を得て、任期満了前に新たな選挙を実施するため、人民代議院の解散を命ずることができる。

(イ) 連邦院

連邦院は、国民・民族・人民の代表により構成される。連邦院議員は、州議会によって選出される。州議会は、自ら連邦院の代表を選出することもできるし、直接選挙を実施して代表を選出させることもできる。連邦院議員の任期は 5 年である。人民代議院議員と連邦院議員の兼職は認められない。

連邦院の権限として特徴的であるのは、連邦院が憲法審査会を設置して、憲法を解釈する権限を有することである。憲法審査会とは、憲法上の紛争を調査する権限を有する機関である。憲法審査会は、①連邦最高裁判所の長官 1 名、②連邦最高裁判所の副長官 1 名、③大統領が人民代議院の推薦に基づき任命した法曹関係者 6 名、④連邦院がその議員の中から指名した 3 名の計 11 名により構成される。憲法審査会は、憲法の解釈が必要であると判断した場合には、その旨の勧告を連邦院に提出する。連邦法又は州法が憲法違反であると争われ、その紛争が裁判所又は利害関係人から提出された場合、憲法審査会は当該事項を検討し、連邦院に最終決定を付託する。連邦院は、憲法審査会から付託された憲法上の紛争について、その受理から 30 日以内に決定しなければならない。

（２）行政府

連邦政府の最高行政権は、首相及び内閣に帰属する。首相は、行政長官、内閣の議長、及び国軍の最高司令官である。首相は、人民代議院議員の中から選出される。首相の任期は、人民代議院議員の任期と同一である。内閣は、首相、副首相、大臣その他の構成員で構成される。内閣は首相に対して責任を負う。首相と内閣は、人民代議院に対し、連帯して責任を負う。

首相の権限としては、①人民代議院が採択した法律、政策等の実施を監督・確保すること、②内閣を率い、その活動を調整し、その代表者として行動すること、③内閣が採択した政策、規則等の実施について、全体的な監督を行うこと、④国の外交政策の実施について、全体的な監督を行うこと等が挙げられる。

他方、大統領は、象徴的な国家元首とされているが、その権限の多くは形式的・儀礼的なものである。

（３）司法府

エチオピアの司法府たる裁判所は、連邦レベルと州レベルのそれぞれに、最高裁判所、高等裁判所、第一審裁判所がある。原則として、連邦レベルの裁判所は連邦法を管轄し、州レベルの裁判所は州法を管轄する。なお、これらの他に、宗教裁判所及び慣習裁判所の設立が認められている。連邦最高裁判所は、連邦事項に関する最高かつ最終的な司法権を有する。州最高裁判所は、州に関する事項について最高かつ最終的な司法権を有する。

連邦最高裁判所の長官及び副長官は、首相の推薦に基づき、人民代議院によって任命される。その他の連邦裁判官は、首相が、連邦司法行政評議会が選任した候補者を人民代議院に任命のため提出する。

3 人権

人権に関しては、憲法の「第3章 基本的権利及び自由」において多くの規定が置かれている。特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

①「いかなる人も、法律で定められた重大な犯罪に対する刑罰として生命を奪われることはない」と規定されている（15条）。即ち、死刑は廃止されていない。

②「人道に対する罪」に関する規定がある。即ち、「エチオピアが批准した国際条約及びエチオピアの他の法律で定義される人道に対する罪（ジェノサイド、即決処刑、強制失踪、又は拷問等）を犯した者の刑事責任は、時効によって消滅しない。このような犯罪は、立法機関又はその他の国家機関による恩赦又は特赦によって減軽又は免除されることはない。」、「本条第1項に定める犯罪で有罪判決を受け、死刑を言い渡された者については、国家元首は、本条の規定に拘束されることなく、刑を終身刑に減刑することができる。」と規定されている（28条）。

③女性の不平等と差別を是正するための積極的措置（アファーマティブ・アクション）を受ける権利が認められている（35条3項）。

④子どもの権利が明文で規定されている。とくに、困難な状況にある子ども（例えば、少年犯罪者、矯正施設に収容された少年、婚外子、孤児）についての具体的な規定がある（36条）。

⑤各民族等の自治権等が明文で認められている。即ち、「エチオピアの全ての国民・民族・人民は、分離独立の権利を含め、自己決定に対する無条件の権利を有する」、「エチオピアの全ての国民・民族・人民は、自己の言語を話し、書き、発展させる権利、自己の文化を表現し、発展させ、促進する権利、及び自己の歴史を保存する権利を有する」、「エチオピアの全ての国民・民族・人民は、その居住する地域において政府機関を設立する権利、州政府及び連邦政府において公平な代表権を有する権利を含む、完全な自治の権利を有する」等の規定がある（39条）。

⑥土地及び天然資源について明文で規定されている。即ち、「農村及び都市の土地ならびに全ての天然資源の所有権は、国家及びエチオピア人民に独占的に帰属する」、「土地は、エチオピアの国民・民族・人民の共有財産であり、売却その他の交換の対象としてはならない」、「エチオピアの農民は、無償で土地を取得する権利を有し、その所有からの立ち退きから保護される」、「エチオピアの牧畜民は、放牧及び耕作のための自由な土地を得る権利と、自らの土地から追い出されない権利を有する」、「エチオピアの国民・民族・人民の土地所有権を害することなく、政府は、法律で定められた支払い取り決めにに基づき、民間投資家の土地使用権を確保する」等の規定がある（40条）。

⑦開発権（生活水準の向上と持続可能な開発を受ける権利）に関して明文で規定されている。即ち、「国民は、国家開発に参加する権利を有し、特に、政策とプロジェクトに関して協議を受ける権利を有する」、「開発活動の基本的な目的は、国民の開発能力を高め、国民の基本

的なニーズを満たすことである」等の規定がある（43条）。

⑧環境権（清潔で健康な環境を享受する権利）に関して明文で規定されている。即ち、「国家のプログラムにより避難を余儀なくされた者又は生計が著しく損なわれた者は、適切な金銭的補償又は代替的な補償手段（適切な国家の支援を伴う移転を含む）を受ける権利を有する」との規定がある（44条）。

Ⅲ 民法

エチオピア民法典は、広範な分野を網羅する全篇約 3000 条の大法典である。エチオピア民法典は、1960 年に採択されたが、1 度の大きな改正と若干の小さな改正を経て、現在に至っている（但し、1960 年民法典の家族法の部分は廃止され、地域州の 9 つの家族法とアディスアベバとディレダワの連邦家族法に置き換えられた）¹⁴。民法典の編纂には欧州の法学者も関与し、フランス民法等を範にした条文が多く盛り込まれている。民法典の施行により、従来は慣習に委ねられていた多くの民事関係が成文化され、全国一律の法規範となった。但し、民法典制定後も地域社会では慣習法の影響が残存し、国家法と慣習法との調整が課題となることもあった。

エチオピア民法典の債務法編は、契約及び不法行為を中心に詳細な規定を置いている。契約の成立要件（意思表示の合致、当事者能力、適法目的等）や効力、契約不履行の救済（損害賠償、契約解除）についてはフランス法及びイタリア法に範を取った近代法的ルールが定められている。エチオピアでは口頭契約も認められるが、重要な契約は書面化が推奨され、公証人制度も存在する。契約自由の原則が基本であるが、情報の非対称性が大きい分野では特別法による消費者保護規定等も整備されている。民法典はまた、不法行為に関する一般条項を設け、過失による損害賠償責任や使用者責任等を定めている。イスラム教徒が多いエチオピアでは、利息を伴う貸借契約を忌避する宗教的需要に応じ、イスラム金融商品（利子ではなく手数料やリース形式で資金提供する契約）の導入が進みつつあるが、これについては、民法典ではなく、商法や金融法制の領域で扱われる。

エチオピアでは、1975 年の社会主義革命以降、都市・農村を問わず、土地の私的所有は認められておらず、国民は土地についてあくまで使用権のみを得ることができるにすぎない。農民は国から割り当てられた農地を世襲的に利用できるが、農地を売却することはできない。また、都市部でも、土地は政府からのリース（最大 99 年の借地権）という形でしか利用できない。土地以外の不動産（土地上の建物等）や動産については、通常の私有財産権が認められる。エチオピアにおける不動産取引については登記制度が導入されている。しかし、エチオピアの土地登記普及率は必ずしも高くなく、農村部では地元行政による慣習的な土地登録が行われているにとどまる例も多い。土地改革とともに、全国的な地籍の整備が、

¹⁴ <https://www.lawethiopia.com/index.php/legislation/codes/civil-code>

大きな課題となっている。

IV 商法・会社法

エチオピアの商事法制度は、長らく 1960 年制定の旧商法典に基づいてきたが、近年、大規模な法改正が行われた。即ち、2021 年 3 月、実に約 60 年ぶりとなる新商法典が成立し、1960 年商法典に取って代わった。この新商法典は、21 世紀の経済活動に即した企業形態や商取引ルールを取り入れ、エチオピアのビジネス環境を大幅に近代化することを目的としている。2021 年改正の背景としては、旧商法典の規定が現代の商習慣や国際標準と乖離し投資の足かせとなっていたことが挙げられる。新商法典は、グローバルなビジネス慣行の導入、投資家保護の強化、企業運営の透明性向上等を掲げ、エチオピア経済の競争力向上を目指している。

新商法典では、企業の設立・登記手続が簡素化された。従来は、会社定款 (Memorandum of Association) と内部規程 (Articles of Association) の両方を作成・提出する必要があったが、新商法典では、会社設立には定款のみで足りることとされた。

エチオピアで法的に認められる企業形態としては、①非公開有限会社 (Private Limited Company)、②株式会社 (Share Company) 等があった。前者は、比較的小規模な有限責任会社で、出資者の人数制限があり、社内規則は柔軟に設定することができ、中小企業に広く利用される形態である。後者は、株式資本により設立される有限責任会社で、株主は株式の引受額を限度に責任を負い、旧法では 5 名以上の発起人を要するとされ、株式の譲渡・公開も可能な大規模企業に適する形態である。新商法典は、これらに加え、一人会社 (One-Person Company, OPC) 等の形態を導入した。一人会社は、単独の出資者 (自然人) によって設立された有限責任会社で、従来は複数人が必要だった会社設立を一人でも可能とする形態である。

また、新商法典は、企業グループの概念を初めて明文化し、親会社・子会社の定義やグループ内ガバナンス規制を設けた。これにより、親会社による子会社経営への指示権や、100% 子会社に対する情報開示請求権等が定められ、企業結合や企業集団の統制に法的枠組みを与えている。

新商法典は、会社の内部統治や開示に関するルールも強化している。具体的には、公開会社 (株式会社) に対し取締役会の機能強化等を義務付けた。また、会社は、自社の基本情報や財務諸表を公表する義務を負い、近年導入された国際会計基準 (IFRS) に則った財務報告も求められる。これらの措置は、投資家保護と企業の透明性向上を目的としており、企業不祥事の防止や資本市場育成に資するものである。さらに、旧法で認められていた無記名株式 (ベアラ株) は廃止され、全ての株式は記名式に変更された。

さらに、新商法典による重要な改正点として、外国法人のエチオピア支店の開設が明文で認められたことが挙げられる。旧商法典には外国会社の支店に関する規定がなく、外国企業

は現地子会社を設立するか、特別の許可を得る必要があった。新商法典では外国企業がエチオピア国内に支店を設置し営業活動を行うことが可能となり、その登記手続や代理人選任義務が定められている。具体的には、外国会社はエチオピア貿易地域統合省（旧商業省）の商業登記簿に支店として登記し、現地に責任者（マネージャー）を置くことで営業許可が得られる。支店はあくまで外国法人本社と同一の法人格内の存在であり、支店の権利義務は本社に帰属する。この改正は海外企業の参入ハードルを下げるもので、エチオピア市場への外国投資を促進する措置と評価されている。

V 民事訴訟法

エチオピアの民事訴訟手続は、大陸法系の訴訟モデルに基づき 1965 年に制定された民事訴訟法によって規律されている。民事訴訟法は、訴訟の提起から判決・執行までの手順や証拠調べの方法、上訴の制度を詳細に規定した包括的なものである。エチオピアの裁判所制度は連邦レベルと州レベルに分かれているが、民事訴訟手続の基本的枠組みは連邦・州ともに民事訴訟法典で共通化されており、いずれの裁判所でも同じ手順で訴訟が進行する。審級体系は三審制に類似しており、通常、第一審判決に不服があれば高等裁判所に上訴し、さらに最高裁判所に上訴できる場合がある。もっとも最高裁まで上訴できるのは重大な事件や財産的価値が一定額を超える事件に限られ、多くの通常事件は高裁で上訴審が終結する。判決が確定した後でも、法律解釈に基本的な誤りがある場合には、連邦最高裁判所の破棄部に上告し再審理を求めることが可能である。

エチオピアでは、紛争解決手段として、訴訟のほかに、仲裁や調停がある。エチオピアは、ビジネスの国際化に対応するため、2021 年に「仲裁・調停手続法」を制定し、仲裁・調停に関する包括的なルールを整備した。この新仲裁法は、主に商事仲裁（国内仲裁及びエチオピアを仲裁地とする国際仲裁）に適用され、1960 年民法典に散在していた仲裁規定に取って代わるものである。新仲裁法は、UNCITRAL の国際商事仲裁モデル法（2006 年改正）を大幅に参考にして策定された。

エチオピアは、2020 年に「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟したため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のエチオピアでの承認・執行が可能である。また、エチオピアは、投資紛争解決に関するワシントン条約（ICSID）にも加盟しており、外国投資家とエチオピア政府の間の投資協定違反紛争については ICSID 仲裁が利用可能である。

エチオピア国内には、いくつかの仲裁機関が存在している。代表的な機関が「アディスアベバ商工会議所仲裁院」（Addis Ababa Chamber of Commerce and Sectoral Associations Arbitration Institute, AACCSA AI）で、2002 年に設立されたエチオピア初の民間商事仲

裁機関である¹⁵。この仲裁院は商工会議所の下で運営され、仲裁規則の策定や仲裁人パネルの整備を行っており、商事紛争の迅速な解決フォーラムとして定着している。近年では、「中国国際経済貿易仲裁委員会」（CIETAC）等の外国の仲裁機関との協力協定も結び、国際仲裁ネットワークへの組み込みが進んでいる¹⁶。

VI 刑事法

エチオピアの現行刑法は、2005年5月に施行された「刑法」である。この刑法は1957年制定の旧刑法を全面的に改正したもので、約50年ぶりの大改正となった。新刑法は、20世紀後半の政治・社会変動を踏まえ、人権尊重や男女平等といった新憲法の価値観を織り込んでいるのが特徴である。新刑法典の構成は、総則編と各則編に大別される。総則編では、犯罪の成立要件、未遂・共犯、刑罰の種類と量定、刑の執行猶予や時効等の一般原則を定める。各則編では、具体的犯罪類型を章ごとに列挙し、国家に対する犯罪（反逆罪、テロ等）、公務に対する犯罪、人に対する犯罪（殺人・傷害・名誉毀損等）、財産に対する犯罪（窃盗・強盗・詐欺等）、社会倫理に対する犯罪（重婚・賭博・麻薬）等を規定している。新刑法が特徴的であるのは、国際犯罪に関する規定を盛り込んだ点である。具体的には、ジェノサイド（集団虐殺）罪や人道に対する罪、戦争犯罪を国内法として明文化し、それらを犯した者はたとえ国家元首や公務員であっても処罰されると定めた。これは、エチオピアが加盟する1948年ジェノサイド防止条約や各種国際人道法条約の履行を目的としたものである。エチオピアは当初、テロ行為については刑法典各則編の規定と2009年の反テロ法によって対処していたが、2009年の反テロ法は規定内容があまりに広範であるため、政府批判者にも適用されるおそれがあると、人権団体から批判されていた。そこで、2018年以降の改革で見直しが行われ、2020年に新たな「テロ防止・抑止法」が成立し、恣意的運用を招いていた条項が修正された。しかし、新法でも曖昧な規定が残っており、依然として解釈次第で濫用のおそれがあるとの指摘がある。

VII おわりに

以上、エチオピアの法制度の概要を簡単に紹介したが、前述したとおり、エチオピアの法制度は、連邦法と州法の二層構造をとっているほか、制定法、慣習法、宗教法を組み合わせた複合的な法体系を採用しており、理解が困難な面もある。しかし、ビジネス法の分野に関しては、多くの成文法が制定されているため、比較的理解しやすいものとなっている。

エチオピアは、約1億3,500万人の人口が引き続き増加傾向にあり、若年者人口も多く、今後の発展が期待されている。エチオピア企業と貿易取引を行ない、又はエチオピアに現地

¹⁵ <https://addischamber.com/arbitration/about-arbitration-institute/>

¹⁶ <https://www.cietac.org/en/articles/32410>

法人を設立する日本企業も、今後は増加していくことが見込まれる。日本企業のエチオピアビジネスが増加するにしたい、エチオピアで法律問題に直面することもますます増えるであろうことから、今後もエチオピアの法制度の動向については注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.8』（国際商事法研究所、2025 年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第 6 回 エチオピア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。